

保育料軽減制度のご案内

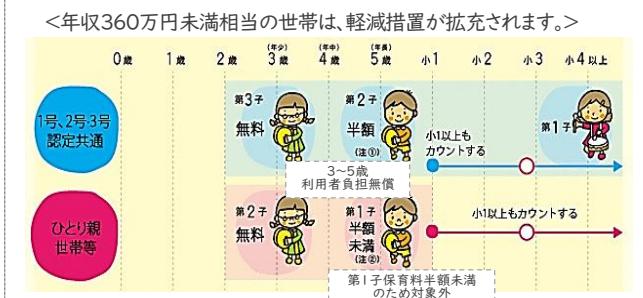
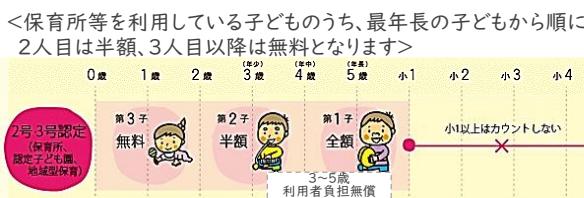
(ひょうご保育料軽減事業)

兵庫県では、子育て世帯の経済的な負担を減らし、子育てしやすい環境をつくるため、保育所や認定こども園などに通う0歳～2歳の子どもの保育料の一部を補助します。
※給食費や通園バス代など、各園が独自に徴収するものは、補助の対象外です。

補助対象となる方

以下の①～④すべてに当てはまつた子どもの保育料は「ひょうご保育料軽減事業」の対象です。

- ① 子どもが、令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）に次の施設を利用している（または利用していた）
 - ・保育所
 - ・認定こども園
 - ・小規模保育事業
 - ・事業所内保育事業
- ② 子どもの年齢は、令和7(2025)年4月1日時点で0～2歳（誕生日が令和4(2022)年4月2日以降）
- ③ 国の規定に基づく保育料の優遇措置（以下のもの）を受けていない
 - ・複数の子どもがいることによる優遇措置（保育料半額、無料）
 - ・要保護者等に該当することによる優遇措置（第1子保育料半額未満、第2子以降無料）を受けていない



④ 以下の表にあてはまる

	世帯合計の 市(町)民税所得割額	保育料(月額)
第1子	57,700円未満	13,000円～17,000円 ※22,000円～23,000円の方は市(町)民税所得割額によって対象の場合があります。
第2子以降	155,500円未満	13,000円～36,000円 ※39,000円～40,000円の方は市(町)民税所得割額によって対象の場合があります。
第2子以降 かつ ひとり親世帯等	169,000円未満	13,000円～40,000円

対象者は保育料が「全額」で決定されている方です。
すでに保育料「半額」の適用を受けている場合は
対象外です。

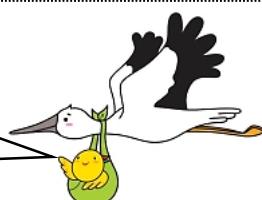
※4月～8月は令和6年度、9月～3月は令和7年度の市(町)民税所得割額で判定します。

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町の長が認めた世帯です。

※住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化の対象となっているため対象外です。

※従業員枠利用で保育料が月額5,000円以下になった月は対象外です。

加古川市では
助成対象と思われる方へ
施設経由(※)でチラシと併せて
申請書をお渡ししています
※市外園ご利用の方は郵送



対象期間

令和7年4月から令和8年3月まで

補助額

月額5,000円を超える保育料に対して、

以下の補助基準額を上限に補助します。ただし、保育料の1/2と比較し、低い額を限度額とします。

【補助基準額】

・第1子：10,000円 ・第2子以降：15,000円

申請手続き

(1) 申請書をお持ちでない方

加古川市では助成対象と思われる方へ施設経由で事前に申請書をお渡ししています（市外園ご利用の方は郵送）。ただし、留学等できょうだいが世帯と別に暮らしている場合などは、把握することができませんので0～2歳児の子どもの保護者様全員にチラシをお配りしています。留学等できょうだいが世帯と別に暮らしている場合で、ひょうご保育料軽減事業の対象と思われる方はお手数をおかけしますが加古川市幼児保育課へご連絡ください。

(2) 申請書をお持ちの方

申請書をお持ちの方は以下の書類を加古川市幼児保育課へご提出ください。加古川市内の施設に通われている方は、当該施設にご提出いただけます。

※支給時期は、
令和8年5月末の予定です。
支給前にご自宅へ通知書を送付
いたします。

提出期限：令和8年1月19日（月）

申請に必要な書類 (1) 加古川市教育・保育施設利用者負担額補助金交付申請書兼請求書
(2) 振込口座の通帳等のコピー（金融機関・支店名及び口座番号がわかるもの）

Q & A

Q 途中入園でも対象になりますか。また、途中で退園した場合はどうなりますか。

A 保育所等に在園している期間（入園した月から退園した月まで）が対象になります。

ただし、保育料を日割り計算した結果、5,000円を下回る月は補助の対象外です。

Q 保育料の補助額の1月あたりの計算方法は。

A ①月額保育料-5,000円

②補助基準額

（第1子 10,000円、第2子以降 15,000円）

③月額保育料の1/2

①～③のうち最も低い額を補助します。
※補助額に100円未満の端数が出た場合は切り捨て

【例】・第1子で、保育料が月額24,000円の場合

①… 19,000円 ②… 10,000円 ③… 12,000円 ⇒ 補助額 10,000円／月

・第2子で、保育料が月額24,000円の場合

①… 19,000円 ②… 15,000円 ③… 12,000円 ⇒ 補助額 12,000円／月

・第3子で、保育料が月額9,000円の場合

①… 4,000円 ②… 15,000円 ③… 4,500円 ⇒ 補助額 4,000円／月

お問い合わせ先

【申請、手続きなどに関すること】

加古川市幼児保育課入園係

TEL 079-427-9213（直通）

（受付時間：平日8:30～17:15）

【制度に関すること】

兵庫県福祉部こども政策課

TEL 078-341-7711 内線2870

（受付時間：平日9:00～12:00、13:00～17:30）